

地方住宅供給公社会計基準

平成 14 年 4 月 1 日 制定
平成 17 年 3 月 15 日 改訂 (い)
平成 18 年 3 月 15 日 改訂 (ろ)
平成 20 年 3 月 14 日 改訂 (は)
平成 22 年 3 月 17 日 改訂 (に)
平成 23 年 3 月 31 日 改訂 (ほ)
平成 24 年 3 月 15 日 改訂 (へ)
令和 4 年 3 月 11 日 改定 (と)
令和 5 年 3 月 8 日 改定 (ち)

第 1 章 総 則

(会計基準への準拠性)

第 1 この会計基準は、地方住宅供給公社法（以下「公社法」という。）により設立された地方住宅供給公社（以下「公社」という。）がその会計を処理するに当たって、従わなければならない基準である。

(他の会計基準による補充性)

第 2 この会計基準は、公社に適用される一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、公社は、法令及びこの基準に定めのない会計事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

なお、公社は、この基準に準拠し難い特別な事情がある場合で、かつ、利害関係者の判断を誤らせないと認められる場合は、他の合理的な方法によることができる。(注 1)

第 2 章 一般原則

(真実性の原則)

第 3 公社の会計は、公社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

(複式簿記の原則)

第 4 公社の会計は、すべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注 2)

(明瞭性の原則)

第 5 公社の会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示しなければならない。

(重要性の原則)

第 6 公社の会計は、原則として、記録、計算、表示について正確な処理を行い、利害関係者の判断を誤らせないようにしなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な方法によらないで他の簡便な方法によることも認められる。(注 3)

(継続性の原則)

第7 公社の会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注4)

(健全性の原則)

第8 公社の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適切に健全な会計処理をしなければならない。(注5)

第3章 財務諸表の基礎事項

(財務諸表の体系)

第9 公社は、毎決算期に次に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金計算書
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 附属明細表
- (6) 財産日録

(財務諸表の様式)

第10 この基準により作成される貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及びキャッシュ・フロー計算書の様式は、報告様式によるものとする。ただし、貸借対照表については、勘定様式によることができる。

財務諸表の記載様式及び方法は、原則として、標準様式及び勘定科目分類表によるものとする。

(重要な会計方針の注記)

第11 財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続き(「会計方針」という。)で次に掲げる事項は、注記しなければならない。(注6-1)(と)

会計方針に係る注記事項は、キャッシュ・フロー計算書の次にまとめて記載する。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (2) 分譲事業資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 引当金の計上基準
- (5) 特定目的積立金の計上基準(ろ)
- (6) 収益及び費用の計上基準
- (7) 建設期間中の支払利息等の原価算入方法
- (8) リース取引の処理方法
- (9) 消費税等の会計処理方法
- (10) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(補足情報の注記)

第12 この基準において特に定める注記のほか、利害関係者が公社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項(「補足情報」という。)があるときは、当該事項を注記しなければならない。(注6-2)(と)

第4章 定義(ろ)

(資産の定義)(ろ)

第13 公社の資産とは、過去の取引又は事象の結果として、公社が支配する経済的資源であり、これによって将来において経済的便益又はサービスの提供が期待されるものをいう。

資産は、当該資産が測定可能な原価又は価値を有する場合に認識される。

資産は、流動資産及び固定資産に分類される。

(負債の定義)(ろ)

第14 公社の負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の債務であって、その消滅にあたって経済的便益又はサービス提供能力の減少を生じさせるものをいう。

負債は、その額が測定可能である場合に認識される。

負債は、流動負債及び固定負債に分類される。

(資本の定義)(ろ)

第15 公社の資本とは、拠出された地方公共団体からの出資金及び業務に関連し形成又は発生した財産的基礎及びその業務から発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。

資本は、資本金と剰余金に分類され、剰余金はさらに資本剰余金、利益剰余金及び特定目的積立金に分類される。

1 資本金とは、公社に対する地方公共団体からの出資金をいう。(注7)

2 資本剰余金とは、利益剰余金及び特定目的積立金以外の剰余金であって、公社の業務に関連し形成された財産的基礎を成す資本をいう。(注7)

3 利益剰余金とは、公社の業務に関連し発生した剰余金であって、特定目的積立金を除くものをいう。(注7)

4 特定目的積立金とは、公社経営の長期安定を図るために設定される目的積立金をいう。

(注7)

(収益の定義)(ろ)

第16 公社の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡しその他公社の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少をもたらす経済的便益の増加であって、公社の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらすものを除くものをいう。

(費用の定義) (ろ)

第17 公社の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡しその他公社の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加をもたらす経済的便益の減少であって、公社の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらすものを除くものをいう。

第5章 貸借対照表

(貸借対照表の作成目的)

第18 貸借対照表は、公社の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

(資産、負債、資本の記載の基準)

1 資産、負債及び資本は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。

(総額主義の原則)

2 資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

(配列)

3 資産及び負債の項目の配列は、特に定めのあるものを除き、流動性配列法によるものとする。(注8)

(貸借対照表の表示区分) (ろ)

第19 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部に区分し、それぞれに属する科目は、一定の基準に従って明瞭に分類し、その性質又は内容を示す適切な名称を付して記載しなければならない。(ろ)

1 資産の部は、流動資産及び固定資産に区分し、固定資産は、賃貸事業資産、事業用土地資産、その他事業資産、有形固定資産、無形固定資産及びその他の固定資産に区分しなければならない。(ろ)(注8)(注9)

2 負債の部は、流動負債及び固定負債に区分しなければならない。(ろ)(注8)

3 削除(ろ)

4 資本の部は、資本金及び剰余金に区分し、さらに剰余金は、資本剰余金、利益剰余金及び特定目的積立金に区分しなければならない。(ろ)

(資産の取得原価基準)

第20 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。ただし、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。(注10)

資産の取得原価には、原則として付随費用を含めるものとする。

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。

なお、固定資産については、その対象となる資産がその収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合において、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、その資産の帳簿価額を減額（「固定資産の減損処理」という。）しなければならない。（い）

固定資産の減損に係る会計処理については、別に定める「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」によるものとする。（は）（注11）

（債権の計上基準）

第 21 預金、未収金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。（注 12）

貸倒見積高の算定は、債務者の財務内容等に応じて債権を区分し、一般の債権については債権全体又は同種同類の債権ごとに貸倒実績率等の合理的な基準により、特定の債権については回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上する方法による。

（有価証券の計上基準）

第 22 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、時価のある有価証券については、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 13）

（事業資産の計上基準）

第 23 分譲事業資産及び賃貸事業資産等の事業資産については、原則として購入代価又は適正に算定した製造原価若しくは工事原価に引取費用等の付随費用を加算した価額をもって取得原価とする。

ただし、分譲事業資産等については、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。（は）（注 14）

（資産の減価償却方法）

第 24 賃貸事業資産、有形固定資産及び無形固定資産等の減価償却資産は、取得原価から残存価額を控除した金額を、その耐用期間にわたり所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に配分しなければならない。

残存価額は、賃貸事業資産及び有形固定資産については備忘価額とし、無形固定資産については零とする。

耐用年数は、物理的減価及び機能的減価の双方の要因を考慮して決定する必要があるため、個別の物件ごとにその特性、修繕及び改良水準、環境等を勘案し実状に合わせて設定する。

- 1 貸貸事業資産（土地等を除く。）は、その耐用期間にわたり資本費用が一定となる減価償却の方法によって、取得原価を各事業年度に配分しなければならない。
貸貸事業資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注 15）（注 16）
- 2 有形固定資産（土地等を除く。）は、その耐用期間にわたり定額法又は定率法の減価償却の方法によって、取得原価を各事業年度に配分しなければならない。
有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注 16）
- 3 無形固定資産は、その有効期間にわたり定額法の減価償却の方法によって、取得原価を各事業年度に配分しなければならない。
無形固定資産については、減価償却累計額を控除した未償却残高を記載し、当該未償却残高をもって貸借対照表価額とする。
将来の収益獲得又は費用削減が確実である自社利用のソフトウェアについては、将来の収益との対応等の観点から、その取得に要した費用を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行うものとする。（注 17）

（リース取引）

第 25 ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

ただし、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。（は）

オペレーティング・リース取引については、通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。（注 18）

（引当金）

第 26 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。（注 19）

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

（金銭債務の計上基準）

第 27 未払金、借入金、その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。

社債は、社債金額をもって貸借対照表価額とする。社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を資産又は負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法で償却しなければならない。当該償却額は、社債利息の修正として社債利息に加減して処理する。

第6章 損益計算書

(損益計算書の作成目的)

第28 損益計算書は、公社の経営成績を明らかにするため、一事業年度に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載しなければならない。

(発生主義の原則)

1 すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。

なお、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。(ち) (注20)

(顧客との契約による収益認識の原則) (ち)

2 顧客との契約から生じた取引については、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に公社が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。(注21)

この原則に従って収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。

- (1) 顧客との契約を識別する。
- (2) 契約における履行義務を識別する。
- (3) 取引価格を算定する。
- (4) 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- (5) 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。(ち)

(総額主義の原則)

3 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

(費用収益対応の原則)

4 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

(損益計算書の区分)

第29 損益計算書には、事業損益計算、経常損益計算及び特別損益計算の区分を設けなければならない。複数の事業を行っている公社にあっては、分譲事業損益、賃貸管理事業損益、その他事業損益等適切な事業種類別に表示しなければならない。(注22)

1 事業損益計算の区分は、公社の事業活動から生ずる事業収益並びにそれに対応する事業原価及び一般管理費を記載して、事業利益又は事業損失を計算する。

2 経常損益計算の区分は、事業損益計算の結果を受けて、事業活動以外の原因から生ずる利息、補助金収入その他損益であって特別損益に属さないものをその他経常損益として記載し、経常利益又は経常損失を計算する。

- 3 特別損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益等の特別損益を記載し、当期純利益又は当期純損失を計算する。

なお、特定目的積立金に係る当期の取崩が生じる場合は、当期純利益（純損失）の次に、特定目的積立金の取崩額を記載し、当期総利益又は当期総損失を計算する。（ろ）

- 4 削除（ろ）

第7章 原価計算

（原価計算制度）

第30 この基準において原価計算とは、制度としての原価計算をいう。原価計算制度は、公社が、財務諸表の作成、原価管理、その他経営意思決定等の目的のため、住宅、宅地、その他これに関連する施設等についての原価を算定する計算方法であり、かつ、原価会計として財務会計機構と有機的に結合した計算体系である。

この章においては、主に分譲事業資産及び賃貸事業資産等に係る製造原価又は工事原価並びに受託建設工事に係る工事原価について定めるものである。なお、この基準に定めのない原価計算に関する事項については、一般に公正妥当と認められる原価計算の方法による。

（非原価項目）

第31 原価計算制度において、事業目的に関連しない価値の減少、異常な状態を原因とする価値の減少、臨時巨額な損失等は、非原価項目として原価に算入しない。

（原価計算の方法）

第32 原価計算の方法は、次のとおり行うものとする。

- 1 公社における原価計算は、財貨又は用役の消費の実際発生額を計算する実際原価計算による。ただし、必要がある場合は、その一部について合理的に見積った予定価額によることができる。（注23）
- 2 実際原価計算の手続きは、原則として、その実際に発生した原価要素をまず費目別に分類集計し、さらに必要に応じて原価部門別に計算し、機能的区分による工事単位別に集計する。（注24）
- 3 住宅等建設工事についての原価計算は、原則として、個別原価計算によるものとする。当該工事に直接的に関連づけられる費用（土地費、工事費、事務費のうちの固有経費）は当該工事単位に賦課し、直接関連づけることができない費用（事務費のうちの共通経費）は適切な配賦基準により配賦する。
- 4 事業資金借入れにより発生する支払利息のうち、当該事業において正常な建設又は工事期間中におけるもので、その完了までに至るものについては、原価に算入することができるものとする。

事業資産についての販売募集に係る費用並びに事業資産に係る公租公課及び用地管理費用等のうち、当該事業において正常な建設又は工事期間中におけるもので、その完了までに至るものについても、同様に扱うことができるものとする。（は）（注25）

(原価差額の会計処理)

第 33 原価の一部を予定価額等をもって計算した場合における原価と実際発生額との間に生ずる差額(「原価差額」という。)は、原則として当期の事業原価に賦課する。

ただし、正常な見積誤差と認められるもの以外については、発生原因を分析し関連する項目に配賦する等、適切に処理するものとする。

第 8 章 キャッシュ・フロー計算書

(キャッシュ・フロー計算書の作成目的)

第 34 キャッシュ・フロー計算書は、公社の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額で表示しなければならない。

(資金の範囲)

第 35 キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物とする。

- 1 現金とは、手許現金及び要求払預金をいう。
- 2 現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資をいう。(注 26)

(キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第 36 キャッシュ・フロー計算書には、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。

複数の事業を行っている公社にあつては、損益計算書において行った事業種類別に応じて、次の 1 から 3 までの各活動のキャッシュ・フローの内訳を表示しなければならない。

(ろ) (注 27) (注 28) (注 29) (へ)

- 1 事業活動によるキャッシュ・フローの区分には、事業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
また、受取利息及び支払利息は、事業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。
(ろ) (へ)
- 2 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、事業資産取得活動に係る事業資産取得の対価支払い及びその他の投資活動としての固定資産の取得及び売却によるキャッシュ・フローを記載する。なお、資産取得に係る補助金収入がある場合は、この区分に記載する。(ろ) (へ)
- 3 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。なお、リース取引に係る「リース債務」は、その債務実態が借入金と同様であることから「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。(ろ) (へ)
- 4 キャッシュ・フロー計算書には、これら三区分の活動によるキャッシュ・フローの結果として現金及び現金同等物の増加額又は減少額を計算し、現金及び現金同等物の期首残高を加え、現金及び現金同等物の期末残高を表示する。

第 9 章 剰余金計算書

第 37 剰余金計算書は、資本剰余金及び利益剰余金の期中の増加及び減少を明らかにするため、期首残高及び期末残高とともに、増加高及び減少高についてその発生原因を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。(注 32)

第 10 章 附属明細表

第 38 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業別損益明細
- (2) 事業資産明細
- (3) 有形固定資産等明細
- (4) 有価証券明細
- (5) 関係団体出資等明細
- (6) 借入金等明細
- (7) 引当金明細
- (8) 特定目的積立金明細 (ろ)
- (9) 保証債務等明細
- (10) 資本金等明細
- (11) 設立団体との取引明細 (に)
- (12) その他主な資産・負債及び収益・費用の内訳

第 11 章 財産目録

第 39 財産目録は、貸借対照表日におけるすべての資産及び負債の状況の詳細を明らかにするため、原則として、貸借対照表の科目ごとの内訳として、具体的な内容、数量、金額等、その他適宜な構成要素に細分して記載しなければならない。

第 12 章 区分経理

第 40 公社は、公社法第 30 条第 1 項の規定に従い、住宅の積立分譲に関する契約に基づく受入金に係る会計については、他の一般の会計と区分して経理しなければならない。
なお、必要がある場合は、一般の会計をさらに区分して経理することができる。

附 則

1 実施時期及び経過措置

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日開始事業年度から適用する。ただし、「第 7 章 キャッシュ・フロー計算書」の適用によるキャッシュ・フロー計算書の作成については、平成 15 年 4 月 1 日開始事業年度から作成することもできる。

2 その他

この基準が適用されることにより、従来の方法による資産、負債、基本金、資本剰余金及び利益剰余金の各項目については、平成 14 年 4 月 1 日現在において直接、新基準により該当する資産、負債（特定準備金を含む）、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の各項目に振替えるものとする。当該「新基準適用による振替表」は、平成 14 年 4 月 1 日開始の事業年度においては、貸借対照表の注記事項として取扱うものとする。

附 則 (い)

適用時期

この基準は、平成 17 年 3 月 15 日から適用する。ただし、基準第 15 に定める「固定資産の減損処理」については、平成 17 年 4 月 1 日開始事業年度から適用する。

附 則 (ろ)

適用時期

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日開始事業年度から適用する。ただし、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る財務諸表について適用することができるものとする。

附 則 (は)

1 適用時期

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

2 分譲事業資産等の簿価切下額の会計処理について

本会計基準が適用される最初の事業年度において、分譲事業資産等の評価により簿価切下額が多額に発生し、それが期首の分譲事業資産等に係るものである場合には、注解第 14 の 2 (1) の取り扱いによらず、次のいずれかの方法により特別損失に計上できる。

- (1) 本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を特別損失に計上する方法
- (2) 本会計基準を期末在庫の評価から適用するが、期末在庫に含まれる変更差額のうち前期以前に起因する部分を特別損失に計上する方法

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について

リース取引開始日が本会計基準適用前のリース取引で、本会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができる。

この場合、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び改正前会計基準によるリース取引に係る会計処理で必要とされていた事項を注記しなければならない。

4 「四半期等決算に関する実務指針」の制定

地方住宅供給公社における四半期決算又は中間決算（「四半期等決算」という。）に係る財務諸表に適用される会計処理及び開示に関する実務的な指針を、別途「四半期等決算に係る実務指針」として定める。

附 則 (ニ)

1 適用時期

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

2 改訂事項

(1) 「資産除却債務に関する実務指針」の制定について

資産の除去債務に係る会計処理に関する実務的な指針を、別途「資産除去債務に関する実務指針」として定める。

(2) 「賃貸事業資産等に関する注記事項」について

賃貸事業資産等に関する注記事項の充実を図る観点から、注記事項標準様式を改訂し、賃貸事業資産等の減損処理及び時価等の注記を行うこととする。

(3) 「有価証券等に関する注記事項」について

有価証券等に関する注記事項の充実を図る観点から、注記事項標準様式を改訂し、有価証券等の時価等の注記を行うこととする。

附 則 (ホ)

適用時期

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 23 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

附 則 (ヘ)

1 適用時期

この基準は、平成 24 年 3 月 31 日以後終了する事業年度決算から適用する。ただし、誤謬の訂正に関する過去の財務諸表の遡及処理による修正再表示については、平成 24 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用するものとする。

2 改訂事項

(1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する実務指針」の制定について

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する過去の財務諸表の遡及処理に関する実務上の取扱いを、別途「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する実務指針」として定める。

(2) 財務諸表及び附属明細表の標準様式の改訂について

前号(1)の実務指針により「剰余金計算書」及び「注記事項」の標準様式の改訂、

並びに、資金収支の明確化を図る観点から、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表の借入金明細、社債明細の標準様式を改訂する。

附 則 (と)

1 適用時期等

- (1) この基準は、令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用するものとする。
- (2) この基準の適用初年度において、本会計基準の適用は表示方法の変更として取り扱う。

2 改訂事項

- (1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する実務指針」(平成24年3月15日制定)の改訂について
この基準により、会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合の注記について規定したことから、当該実務指針を改訂する。
- (2) 「会計上の見積りの注記に関する実務指針」の制定について
会計上の見積りの注記に関する実務上の取扱いを、別途「会計上の見積りの注記に関する実務指針」として定める。
- (3) 財務諸表標準様式の改訂について
この基準の適用により、次の財務諸表標準様式を改訂する。
 - ①一般会計様式1 貸借対照表(一般会計)
 - ②一般会計様式2 損益計算書(一般会計)
 - ③一般会計様式3 剰余金計算書(一般会計)
 - ④一般会計様式4 キャッシュ・フロー計算書(一般会計)
 - ⑤注記事項標準様式 注記事項
 - ⑥特別会計様式
 - 〔様式1〕貸借対照表(積立分譲受入金会計)
 - 〔様式2〕損益計算書(積立分譲受入金会計)
 - 〔様式3〕キャッシュ・フロー計算書(積立分譲受入金会計)

附 則 (ち)

1 適用時期

この基準は、令和6年4月1日以後開始する事業年度決算から適用する。

2 経過措置

- (1) この基準の適用初年度においては、公社会計基準等の改訂に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する(以下「原則的な取扱い」という。)
ただし、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当期期首残高から新たな会計方針を適用することができる。
- (2) 原則的な取扱いによる場合、適用初年度の前年度の期首より前までに従前の取扱

いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、適用初年度の前年度の財務諸表を遡及的に修正しないことができる。また、上記(1)のただし書きの方法を選択する場合、適用初年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しないことができる。

- (3) 上記(1)のただし書きの方法を選択する場合において、適用初年度の期首より前までに開始された契約について、遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上困難な場合は、適用初年度の期首から新たな会計方針を適用することができる。
- (4) この基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができる。
- (5) この基準の適用初年度においては、(注21)第7項及び第8項に記載した内容を適用初年度の比較情報に注記しないことができる。

3 その他

財務諸表標準様式及び勘定科目分類基準表の改訂について

この基準の適用により、財務諸表標準様式及び勘定科目分類基準表を一部改訂する。